

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		平成29年度 川西市社会福祉審議会(第4回)	
事 務 局 (担 当 課)		健康福祉部 福祉推進室 福祉政策課	
開催日時		平成29年11月8日(水) 14:00~	
開催場所		川西市役所 4階 庁議室	
出席者	委員	明石委員 小田委員 平岡委員 安田委員 松尾委員 片峰委員 藤末委員 藤木委員 酒井委員 中井委員 五嶋委員 村瀬委員 福島委員	
	その他	社会福祉協議会 北村	
	事務局	健康福祉部長 根津 福祉推進室長 岡本 福祉政策課長 上西 福祉政策課長補佐 曾我 福祉政策課 足立 ジャパンインターナショナル総合研究所 荒井	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴の不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 委員の委嘱について 3. 議題 第5期川西市地域福祉計画の案について その他 4. その他 5. 閉会		
会 議 結 果	別紙のとおり		

審 議 経 過

事務局	<p>1. 開会 2. 委員の委嘱について</p> <p>皆さんこんにちは。定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので、只今より平成29年度川西市社会福祉審議会第4回目を開催させていただきます。本日はお忙しいところご出席賜り、誠にありがとうございます。本日の会議につきましては、川島委員、橘田委員、丸山委員、中西委員、この4名が所要によりご欠席とご連絡をいただいております。当審議会は委員17名で構成いたしておりますところ、本日13名がご出席ということで半数を超えており本会は成立ということになりますので、ご報告を申し上げます。また、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第10条の規定に基づきまして会議公開を行っておりますが、その会議録を迅速かつ正確に行うため、審議会の様子について録音させていただいております。ご了承賜りますよう、よろしくお願いいたします。それでは続きまして、皆様本日のお手元の資料のご確認をさせていただきます。まず会議次第A4、1枚でございます。「第5期川西市地域福祉計画の素案」それから資料1、A4横で「第3回社会福祉審議会ご意見に係る修正対比表」、資料2で「新しい包括的・総合相談支援体制」のイメージ図の案で右肩に図案1、裏面に2、次に3となっております図面でございます。続きまして、資料3「2. 基本目標」(案)と書いてます、下に評価指標と数字が右側に書いてある資料でございます。最後にA4、1枚で第5期川西市地域福祉計画へのご意見と、以上が本日の資料となっております。お揃いでしょうか。よろしいでしょうか。それでは会議次第に従いまして「2 委員の委嘱について」でございます。この度は、任期の満了にあたりまして引き続き委員の就任に快くお引き受けいただき、誠にありがとうございました。今回第5期地域福祉計画を策定中に任期が到来いたしましたところから、引き続きご審議をいただく思いを申し上げて、再任という形を取らせていただきました。なお、市議会からは役員改正により多久和委員に代わりまして、新たに平岡委員が本審議会の委員として選出され、審議に加わっていただくことになりましたことをご報告申し上げます。本来であれば市長よりお一人お一人に委嘱辞令をお渡しすべきところではございますが、時間の都合上誠に勝手ではございますが、割愛させていただきたく、ご了承をお願いいたします。なお委嘱辞令と新しい名簿につきましては、お手元に置かせていただいておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。それではここからの議事進行は明石会長をお願いしたいと思います。明石会長どうぞよろしくお願いいたします。</p>
明石会長	<p>皆さんこんにちは。いつもお忙しいところ大変ご苦労様でございます。本日も議事の進行につきましてご協力よろしくお願いしたいと思います。それでは早速議事に入らせていただきます。本日の次第をご覧下さい。本日は議題として、とございますが、まず の第5期川西市地域福祉計画の案についてですけれども、事務局から報告</p>

<p>事務局</p>	<p>をお願いします。</p> <p>福祉政策課長の上西でございます。説明させていただきます。まずお手元の資料1をご覧くださいませでしょうか。前回お渡ししております、第5期川西市地域福祉計画素案も併せてお手元にお出しいただけますでしょうか。前回出席された方は同じものを机に置かせていただいております。今回資料をお持ちくださいということをお伝えしていませんでしたので、前回お渡ししたものと同様のものを机の上に置かせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。その上で、まずその資料1につきまして、前回の第3回の社会福祉審議会においてご意見をいただいた分の修正対比表ということでお作りをさせていただいております。この対比表につきまして、各章ごとに説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず1番目なんですけれども、前回の素案の1ページをご覧くださいませでしょうか。「社会的背景と計画策定の趣旨」というところでございます。この1ページ目の行でいきますと、20～25行目のところでございます。「さらに～」から始まりまして「他人事」になりがちな地域づくりを地域の住民が「我が事」として主体的に取り組むことや、そこから始まってその段落すべてで、最後、地域住民主体による「地域共生社会」の実現をめざしているところです。この文言について前回ご意見いただきましたのは、地域福祉の考え方として「我が事」「丸ごと」の地域共生社会をめざすと言われているが、すべての人に対してどうなのか。すべて「我が事」「丸ごと」という考えでは一人ひとりの人間の自己決定権・尊厳性・自由というものが侵されてしまう面もあると考えるというご意見をいただきました。その上で、1番右側に修正・追加(考え方)という欄を作っております。考え方といたしまして、「地域福祉の推進において、現に問題を抱えている当事者を中心に、当事者を支援したり、代弁したりする住民、ボランティア、そして当事者を支援する機関等が連携・協力し、問題を抱える当事者の支援を実践する福祉コミュニティの形成が重要です。ここでは当事者を中心に組織化されなければなりません。「我が事」「丸ごと」をめざすといっても、当然、問題を抱える当事者の自己決定権等は尊重されなければなりません。特に当事者の自己決定権を尊重し、福祉コミュニティが推進されるべきと考えます。」という考え方の元に、修正としまして、この部分を「さらに子ども・高齢者・障がい者などのすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現するため、支え手と受け手に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる仕組みの構築をめざしているところです。」という形に修正をしたいと考えております。1章の部分につきまして以上でございます。続けさせてもらってよろしいでしょうか。</p> <p>第2章ではご意見は特にございませんでした。</p> <p>第3章でございますが、34ページをご覧ください。この34ページの(1)でございますが、「人間性の尊重とノーマライゼーション社会の実現」というところなんですけれ</p>
------------	---

ども、この部分を事務局提案で修正をさせていただきたいと思っております。文章としまして、先程のところにも関連するんですけども、もともとは「一人ひとりが個性ある人間として尊重され、誰もが平等・対等にあらゆる分野に参画でき、ともに生きる社会づくりの実現をめざします。」という部分なんですけれども、修正案としまして「一人ひとりが尊厳を保持しつつ、自分らしい生活を送りながら、だれもが平等・対等にあらゆる分野に参画でき、ともに生きる社会づくり「地域共生社会」の実現をめざします。」と修正したいと考えております。この修正追加の考え方の欄で下線が引いてある部分が修正箇所というように見ていただきたいと思います。まず1点目がそちらです。2点目37ページをご覧くださいませでしょうか。「新しい包括的総合相談支援体制の構築」のところで、いちばん最後の行「社会福祉協議会においてコミュニティソーシャルワークの機能を果たすよう努めます。」と記載されていたんですが、社会福祉協議会が努めるのではないという話がありまして、前回もお伝えしましたが「社会福祉協議会においてコミュニティソーシャルワークの機能を果たすよう市のほうが支援する」ということで「支援します」という文言に修正させていただきます。もう1つ40ページをご覧ください。施策体系(案)というところで、基本目標が1～3まで並んでおります。その下の基本目標3のところで「誰にでもやさしい福祉のまちづくり」と記載させていただいている中で、1の「福祉サービス利用者の権利擁護」という欄に(4)として「生活困窮者自立支援対策の推進」という項目と(5)「自殺防止対策の推進」という項目が福祉サービス利用者の権利擁護という項目に入ってしまったんですけど、この項目を(4)と(5)のレベルを上げて、「生活困窮者自立支援対策の推進」を2と、3として「自殺防止対策の推進」、ここでは2番「バリアフリーのまちづくり」と書いてあるんですけど、これを4という形で項目を変更させていただきたいと考えております。そうすることにより、より体系図的にはわかりやすくなるのではないかと考えております。第3章の部分についてはここまでなんですけれども、あと1点、38ページの図を見ていただきましたらわかるんですけど、この部分について、後ほどお時間を取らせていただいて、図の説明をさせていただきます。続きまして第4章をご覧くださいませでしょうか。基本目標1については修正がございません。基本目標2の部分ですが、61ページをご覧ください。「総合的な相談体制づくり」というところで、61ページの一番下の「行政の主な取り組み」の で、この「妊産婦、子ども、若者とその過程に対する総合的な相談支援を行う拠点として、新たに「こども・若者ステーション」を設置するなど、地域の子育て支援者やグループ、保育や教育機関、就労支援機関などとのネットワークを生かした支援に取り組みます。」というこの項目に、生活支援室の担当課を入れたほうがいいんじゃないかというお話と、あと86ページにあります、これも「行政の主な取り組み」のところで、2番「子どもの貧困対策の推進」という欄がありまして、 のところに「市立の小・中学校に在籍し、経済的により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助します。」という部分に学務課を記載してはどうかというお話です。学務課だけでなく、ここの部分を生活支援室が担当してる部分でもあるので、相互に学務課であ

るとか生活支援室を記載してはどうかというお話があるんですが、基本的にはその右側の修正(考え方)ですけれども、この当初の計画記載のままでいかしていただきたいと考えております。まず、その1点目の61ページの「なんですけれども「こども・若者ステーション」における就労支援は、キャリアアップやミスマッチにおける就労支援を想定しており、経済的困窮における就労支援を想定していない、後者については、生活困窮者自立支援対策等の推進における行政の主な取り組みの1の に記載しておるといことなんですけれども、86ページの「生活困窮者の自立支援」の に記載しておるといこと書いています。同じく86ページのこの2の につきましても、教育委員会における就学援助は学校教育法に基づいていますが、生活保護受給中の方の支援は生活保護法に基づいておると、双方の基準も異なっておりますので、根本的には制度が異なっておりますので、後者については生活困窮者自立支援対策等の推進の行政の取り組み、これも1の に含まれていると解しているということで、ご意見をいただいておりますけれども、この担当課についてはこのままでいかしていただきたいと思っております。もちろんその担当課との調整をしております。続きまして69ページなんですけれども、こちら「避難行動要支援者の取り組み」でございます。前回ご意見いただいた分でございますが、「避難行動要支援者について、関係者とともに個別支援計画を作成とあるが、その後地域での取り組みはどうするのか。医師会では地域の包括支援センターとの連携について協議している。」というお話がございました。この部分で、今の計画案では福祉政策課のみの表記になっておるんですけれども、まずその施策事業内容で「避難行動要支援者の個別支援計画の策定を、地域の避難支援等関係者と共に進め、災害発生時に迅速な地域の安否確認等が実施できるよう努めます。」と変えさせていただく中で、担当課として危機管理室も入れさせていただきます。これも担当課と調整済みでございます。追加で、 の下にもう1つ「災害発生時に迅速な地域の安否確認等が実施できるよう災害時の支援について、地域包括支援センターとの連携に努めます。」という項目を追加させていただいて、そこには福祉政策課、長寿・介護保険課という形で記載を入れさせていただきたいと考えております。これも長寿・介護保険課とも調整済みでございます。

続きまして、79ページをご覧ください。「協働による進行管理」の部分でございます。新たにこの部分、進行管理をどうしていくかの部分を記載をさせていただいており、市民の視点からも計画評価を行っているという項目なんですけれども、一番下の項目「行政の主な取り組み」としまして、 と とあるんですけれども、その間にここに記載していますように、「進行管理及び評価は、行政からの視点だけでなく、市民からの視点、福祉サービス利用者からの視点、地域福祉を推進する担い手からの視点から評価を行っています。」という項目を追記させていただいて、 、 、 という形にさせていただくことで提案させていただきたいと思っております。基本目標2の部分につきましては以上でございます。

続きまして基本目標3でございますが、87ページをご覧ください。「自殺防止対策の推進」の項目でございますが、自殺対策として3本柱がある。 啓発 相談 連携の3

	<p>つについて検討していただきたい、担当課として教育部門も関係してくるのではないかとこのところでございますが、この部分「行政の主な取り組み」のところなんですけれども、の部分で「新しい包括的総合相談支援システム等による」、この文言は入っておるんですけれども、ここの部分を消させていただいて「自殺対策防止に向けた啓発を進め、具体的な相談については、専門関係機関につなげていきます。」という形で、いろいろな相談機関に繋いでいくという形で、施策事業内容の修正をさせていただきたいと考えております。</p> <p>続きまして、89ページのほうに移っていただいて、「ハード面のバリアフリー化の推進」というところなんですけれども、この項目で「目にみえるバリアフリーとして「ゆずりあい駐車場」の設置を、市内公共施設、民間飲食店、スーパーマーケット、医療機関と普及してはいかがでしょうか。」というご意見をいただきました。ただ、考え方といたしまして、この「ゆずりあい駐車場」というのは兵庫県の施策で推進しております、設置につきましては「基本的には、公共施設は市町村が確保し、民間施設は県が依頼することになっている」というところでございます、こちらは県のマニュアルのQ & Aにも「兵庫県ゆずりあい駐車場登録施設への依頼はどこが行うのか。」ということで、答えとしては、「県障害支援課が協力を依頼します。」ということになっておりますので、ここの部分については考え方としては、県が行うと追記といたしまして、施策・事業内容の3の としまして「高齢者、障がい者等一定の要件を満たす方が利用できる、「兵庫県ゆずりあい駐車場制度」の啓発を進め、利用者の増加を目指します。」ということで、担当課としては福祉政策課を入れさせていただいて、ゆずりあい駐車場の項目を追記させていただきたいと考えております。3の部分につきましては以上でございます。</p> <p>第5章の項目に引き続きいかせていただきます。94ページの最後でございますが、「計画の進行管理」で、4行目で「また～」から始まる前に「なお、地域ニーズに沿った地域福祉の推進については、住民による進行管理の自己評価を行っていきます。」ということで、先程見ていただきました「市民視点の評価」の後は「行政側の評価」を併せて行っていくということで、この部分について少し文章を追記させていただきたいと考えております。修正点については以上となります。後ほどイメージ図についてお話をさせていただきたいと思っております。</p>
明石会長	<p>3の について説明がございましたけれども、これについてご質問ご意見ございますでしょうか。小田委員どうぞお願いします。</p>
小田委員	<p>前回「我が事」「丸ごと」について、あちこち意見を申しまして、早速に対応していただきまして、確かに皆さん、はじめ事務局さん、民生委員さんにお礼申し上げます。この修正のところ「我が事」「丸ごと」という言葉がなくなっていることについてはちょっと複雑な気持ちがございます。というのは、厚生労働省の社会援護局の政策文章の中に「我が事」「丸ごと」ということで入っておるわけです。そしてそれを県</p>

	<p>では川西市が作られる地域福祉計画とその他の県下の自治体も合わせて、地域福祉支援計画というのをお作りになるわけですが、そこでも多分「我が事」「丸ごと」という言葉が入ってくるんじゃないかと予測しているわけです。また、考えてみますと、現在の政府の来年度以降の財政的な問題の中で、いわゆる社会保障関係費が増えていくのを何とか少しでも減らしていくような、あるいは抑制していくような方向で取り組むということ、財務省などとの関係において、おそらく悩んでおられるところだと思います。ですから、川西市が「我が事」「丸ごと」を取っていただいたのは委員の私どもの気持ちを汲んでいただいて、ありがたいと思うんですけども、県に対してもあるいは県から国へのものに対しては、やっぱりちょっとは残しておいてあげたほうがいいのかと、それもあまりにも前面に出していってしまいますと、それぞれの方々がいろいろと生きておられる自己決定権といいますか、人間を尊厳するという部分を見ないかたちで、もうちょっとこの言葉を、これは厚労省のメンツ、兵庫県のメンツを考えて入れといてあげたらどうかと個人的に思うんですがいかがでしょうか。</p>
明石会長	<p>ありがとうございます。早い話が「我が事」「丸ごと」を入れると。</p>
事務局	<p>今言われました部分で、まずは国のお話につきましては34ページをご覧くださいましたら、先程「国においては、住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出し、地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す「我が事・丸ごと」の地域を育む地域づくりをめざすとしています。」と、国の今言われた部分については残しておる部分もございます。その上で『我が事』『丸ごと』という部分につきましては、これまでも「福祉デザインひろば」ということで川西では取り組んでおるところで、「基本的にはこれまでの計画の考えを継承して計画を推進していきます」という記載をさせていただいております。その部分を入れている部分はございますが、今のお話にありますように、「我が事」「丸ごと」の部分を残すということで、またこの部分を修正させていただきたいと思っております。</p>
明石会長	<p>どうもありがとうございました。肝になる概念です。他はいかがでしょうか。</p>
小田委員	<p>前回からも気になっていたんですが、川西市社会福祉協議会の安田委員さんは会長さんでいらっしゃるんですが、お答えいただいたらいいのか、あるいは事務局がお答えいただいたらいいのか、社協がコミュニティソーシャルワークの推進ということで出てくるんですが、これはどういった意味合いでおっしゃっているんでしょうか。</p>
事務局	<p>今のは、次にお話をする形になると思うんですけども、先ほどの38ページの概念図のところ、コミュニティーワーカーであるとかコミュニティソーシャルワーク機能というのがございます。現在、地域にコミュニティーワーカー、地区担当職員が社会福</p>

	<p>社協議会におられると思うんですけども、その方が地域に出向いているんな事案について対応、市内は3地区、北部・南部・中部というかたちで担当の方がおられまして、その上で地域に出向いているんなネットワーク会議も含めまして、その部分で関わっていただいておりますが、今のその部分が社協としての取り組みです。</p>
安田委員	<p>よろしいですか。実は川西市の場合は、14の小中学校区の福祉委員会がありまして、各地域のそういった福祉施策、福祉事業というのは福祉委員さんが中心で、民生委員さんとかボランティアさんに入っていたり、市と地域との間に社会福祉協議会があって、今も事務局から説明がありましたように、我々、社会福祉協議会としましては、3名の地域担当職員で先程言ったように北部から中部、南部ということで、担当職員を配置してやっておるんですが、実際にはソーシャルワーカーみたいな形ともよう似とるんです。ここにある、今までそういう公には言われてないけれども、やっぱりはっきりとその辺を認めてもらうような形でやってもらうほうが、もっとやりやすいんじゃないかという気持ちを持っているんです。実際にはそういった社協の3人の職員さんがそうした各地域に行って、いろんな意見を聞きながらやっていると、実際にはそういうかたちでやってるんですけども、それをもっと明文化じゃないんですけど、その支部にとってもらったほうがやりやすいんじゃないかな、という気持ちでこのイメージ図これから出てくると思う、そういう形でこれを申し上げておるわけです。</p>
明石会長	<p>ありがとうございます。よく言われますように「狭間の問題」と言いますかね、あるいは「困難事例」、そういったものを法律の壁に関わらず、いろんな問題に解決をめざしていくようなそういう支援者といいますか、コミュニティソーシャルワーカーと言われてはいますが、オブザーバーから追加補足説明があればしていただいたらと思います。どうぞ。</p>
オブザーバー	<p>失礼します。社協で地域福祉チームのリーダーをさせてもらっている北村といいます。今の小田委員からの質問、コミュニティソーシャルワークなんですけれども、川西の社協の場合は、昭和50年から小地域福祉活動に重点をおきながら地域活動推進をまいりました。現在3人の地区担当職員が地域支援を行うということで、コミュニティワークをコツコツと積み上げてきてるんですけど、昨今、計画にも上がっていますような、複合課題を持ってられる方、制度の狭間の方等がありまして、川西社協の場合も3年前に組織改変をさせていただいて、私がおるのは地域福祉チームなんですけれども、地域福祉チームを2つに割りまして、総合相談・権利擁護支援チームというのを立ち上げました。そちらで制度の狭間の問題等々の個別支援にあたっていこうと、私がおる地域福祉チームではその面として支える地域作りを、コミュニティワークを進めようと、社協としてはその2つのチームを一体的に推進していく中で、</p>

	このイメージ図の中にもありますように、地域に向かってコミュニティソーシャルワーク機能で地域支援に入らせていただこうと考えております。
明石会長	ありがとうございます。小田委員さんよろしゅうございましたでしょうか。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。前回もだいぶ議論いただいて、ご意見いただいて、それを修正したという形でございますので、もしご意見なければこれをお認めいただくということで、進めさせていただきたいと思っております。もう1点、はいどうぞお願いします。
小田委員	前回は申し上げようと思ったんですが、市民の生活問題に対応していく、特に行政オンリーだけじゃなくて、社協や民児協あるいは自治会、それらと関連してやっていきますのに、「対応」という言葉が出てきております。これを見越してコーディネートと書かれております。「コーディネート」というと動詞です。細かい事にこだわるようですけども、「調整する」という意味合いだと思いますけれども、「対応」という言葉でこれを説明しようとするならば、やっぱり「コーディネーション」としていただいたほうが、どちらも名詞で、続き具合がいいんじゃないかと思うんですけど、会長さんいかがでしょうか。
安田委員	言葉でどっちがいいかというのは、私の考えでは指導とかあるいは上から目線でやるんじゃないしに、結局、地域の方々の意見をお互いに聞きながら協議してやっていくと、だから、コーディネーターであろうが私は別にその辺のところはあまり詳しくしていません。要はお互いに協力してやっていくことが実際の問題じゃないかなと思っておりますので、ただその言葉で相手方も受け止め方は変わってくるかもわかりませんが、あんまりその言葉というよりは内容をもっと充実したいなと思っております。
明石会長	確かに厳密な言葉としては、小田委員さんのおっしゃるように、そうして調整するので「対応」は名詞ですので、名詞同士で「コーディネーション」としたらどうかというご提案なんですけども。事務局いかがですか。
事務局	「調整」させていただきます。
明石会長	そのように「対応」するそうです。ありがとうございました。ちょっと冗談でしたけれども、よろしいでしょうか。いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。それではこの計画の案についての協議は以上で終わらせていただきたいと思います。それでは次の次第の3の「その他」ですが、何かお話されたい方がいらっしゃったらお願いしたいと思います。
事務局	先ほど図案の話がちょっと出ましたが、資料2をご用意いただけますでしょうか。こ

	<p>ちらのイメージ図なんですけれども、元々の計画素案の38ページに載せておる部分と、図案1については同様でございます。図2につきましても前回出席されている方につきましても、図案の1と2をお示しさせていただいたという経過がございまして、その上でどちらの図案がよろしいでしょうかという話をさせていただいた中で、安田委員から持ち帰り、審議をいただいた結果が図案3ということで、本日提案させていただいておるので、補足等ありましたらお願いできますでしょうか。</p>
<p>安田委員</p>	<p>前回の委員会で、この前会長と事務局から説明がありましたイメージ図ということで1と2が示されて、どうですかということをお話ししたんですけど、私は「その場で返事はできませんのでいっぺん持ち帰らせてくれ」ということで、帰って社会福祉協議会の職員さんと相談して、文章で出してもよかったんですけども、一応相談した中でこの図案の3のイメージ図、これが一番いいんじゃないかなという形で、市の事務局とも相談させていただきました。というのも、この3番目のところに川西市が社協と連携支援というかたちで、今までどうしても市が社協に任せておいて、市が後につくというようなイメージでございましたので、あくまでこの地域福祉計画は市が主体でございますので、市がやはり社協と連携支援するというかたちでイメージ図を作っていた方がいいのではないかとということで、市と相談してもらいまして、今日ここにこうして提案させていただいとるんです。その点でもこのイメージ図のほうが、反対に地域福祉計画としてはいいんじゃないかなというような感じはしております。</p>
<p>明石会長</p>	<p>ありがとうございました。前は1と2ということで2案があったんですけども、調整していただいた結果、図案3でどうかということですが、これに対してご意見等ございますでしょうか。地域福祉計画ですので、市が主体的に取り組む、そのことと社協とが連携をするというようなそういうイメージです。</p>
<p>安田委員</p>	<p>ただちょっと私、ちょっと気になってるのは、この市の各部署で、これ毎年毎年よく変わりますので、現時点ではこういう担当部署での名前名称を使わせていただいておりますけど、今後また来年度になったらどういう名前に変わるかわかりませんので、それはその時の名前をつける、この計画を作るときの名前を使っただけであればありがたいなと思っています。これは現時点での部署名でございます。</p>
<p>明石会長</p>	<p>そうですね、それはどこのことにも言えますからね。事務局と社会福祉協議会で調整していただいて、3でどうかということなんですけど、特にご意見ございませんでしょうかね。</p>
<p>事務局</p>	<p>すいません、まず3案というところでは、今の安田委員言われたようにご意見いただいている中で、先ほど言われましたように、課名につきましては今後変わる可能性が</p>

	<p>あると、プラスこの中でももちろん課名を表記してしまうと、ここに書いてあるところだけがどうも所管課、この図案の中で「その他関係所管」と書いてあるんですけども、連携トータルサポートというところで、市全部で連携するというイメージがありますので、ここの部分でこの課名をどうするのかという部分については、事務局としては市全部で対応するので、今のところ課名は書かずにという提案で、最初提案させていただきました。図案1と2の部分でもう少し補足させていただくんですが、図案1につきましては、上から流れてくるフロー図みたいな形で地域があります、それを支援する社会福祉協議会がありますと、その上で下の行政が丸ごと受け止めますというイメージで見ていただけたらと思っております。何かあったときにこぼさずに行政がすべて受け止めます、というイメージになっています。図2につきましては、若干前回もご指摘があって、社会福祉協議会と行政が連携する、支援するという点では、図1案でいいますと上と下と見られるので、同列で市民には対応したらどうかという話で、今この図2を出させていただいた経過がございます。ただその上で、図3というところで、元々、図2案につきまして社会福祉協議会と行政の枠の大きさが若干ちょっと違う部分がありましたので、その部分については同列にさせていただくというのは1つ前回の案で出ていた分であるんですけども、この部分の1、2、3の中で本日各委員さんからご審議いただけたらと思っておりますが、その3案の部分で課名を出すとその課名が独り歩きするので、5年間の計画でももちろんその課名が変わる可能性があるんで、その部分についてどうかという部分と、後は生活困窮者の自立支援事業の部分につきましては、前回もお伝えしたように、行政としてはできまして少し特出した形で表記をさせていただけたらと考えております。以上です。</p>
<p>明石会長</p>	<p>事務局の説明であれば、この図案の3の課名を削除するという事なんだろうけど、そしたらこれも変わるわけなので、例えば計画の中のそれぞれの行政の主な取り組みの中の課名も全部取るということなんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その部分は、所管ごとの課名ということで挙げさせていただいておるんですが、あくまで新しい包括的総合相談支援体制のイメージ図の中で課名を表記するというのではなくて、今のところ行政の取り組みの部分につきましては、それぞれの所管課がございまして、その所管課が変わることはあってもやっていることはなくなることはございませんので、こちらの図案につきましては、複合化とか困難な制度の狭間の問題がございますので、その部分はいろんな担当課が連携して行うという部分で、あえて書く必要はないのではないかと考えております。</p>
<p>明石会長</p>	<p>市民が見たときに、2よりも3のほうがずっとわかりやすいと思うんですけども、福祉のいろんな問題がここにいけば解決してくれるんだなということは、一目瞭然で、他の取り組みももっとありますけれど、非常にわかりやすいと思うんですけども、それともう1つは1案2案を持ち帰っていただいて、社協さんでは図案3でこう</p>

	<p>やるということで市の事務局と調整を済んだということでここへ出していただいているんですけど、それを変えられるわけですか。</p>
事務局	<p>市と調整という部分ではまだ議論が残っているところでしたので、その部分で本日のご審議いただけたらということで、安田委員からご提案いただいて、その上でどれを選ぶのかということにさせていただきたいと考えております。</p>
明石会長	<p>事務局では調整をして図案3を書いたけれども、この場で委員の皆さん方の意見を聞いて審議してくださいというご提案なんですけども、どうでしょうか。図案3、安田委員なんかいかがでしょうかね。</p>
安田委員	<p>この生活支援の自立支援のところ、生活支援については、課長からこれから別にして欲しいという気持ちもありますので、その辺については私はかまへんのじゃないか、ただ先ほども申しましたように、所管の各課の問題については、まず現時点でこの名前を書いとるだけで、実際にこの計画が製本するときにはその時点の課の名前をつけてもらった結構ですと先ほど申してますので、ただ先ほど会長が言われたように、市民にとっては細かくしてあるほうが相談に行く時に、どこに行ったらいいのかわかるものすごく分かりやすいと思うんですね。あっちへ行って下さい、こっちへ行って下さいと振り回されるよりは、これのほうがわかりやすいだろうと思いますので、社協としてはこうさせてもらっています。</p>
事務局	<p>課長が申ししたのは、この計画が来年度から始まって、5年間で組織が変わる可能性ももちろんあると、これは従来からもそうですけれども、来年から組織が変わったとしてそこからトータルサポートチームを立ち上げていく中で、これはあくまでイメージ図なのであんまり個別の所管を明記するのがいいのかわかるかという迷いがありまして、そういう提案をさせていただいたんですけれども、お集まりの皆様で、当然組織が変わるものですし、あくまで計画ですので、チームがひょっとして全然違うところから参画するかもしれませんし、ただ現時点で想定されるものをしっかり明記するほうがよいと、市民からも見やすいということでここで決めていただいたら、その形で決定したいと思います。</p>
安田委員	<p>変わるかもわかりません。毎年毎年、機構改革で所管の名前が変わっていくねんけど、何で変える必要があるのか、反対に思ってるんですわ。新しい名前に変わって名刺を作るだけで、内容は全然変わってないねん。今まで見てても、本当に変える必要があるのかどうかという、反対に、市民の方は、また名前変わったからどこいったらええのんかとよく言われるんですよ、本当に。それは市で変えられると思うねんけども、本当に私は変える必要はないのん違うかなんかと思ってるぐらいなんです、実は。ただ最初のところに、その他関係所管課と書いてあるでしょ、そこでクリアできないのか</p>

	<p>なというような感じはしてるんですけどね。それは変わるかもわかりませんからと言われているのはわかるんですけど、私は実際のところ変える意味があるのかなと、県の名前と大体ずっと同じようにしていったんですけども、わかるのちゃうかなと。何でいろいろ毎年毎年何か名前が変わっていくのかなと、私はずっと不思議に思ってるんですけどね。</p>
明石会長	<p>本来に立ち戻りますと、図案3ではどうかと私は思うんですけども、「いや図案1のほうがいい」「図案2のほうがいい」というご意見がございましたらお願いしたいと思うんですが。</p>
片峰委員	<p>お聞きしたいんですけど、図案1と2の社協の位置が違いますよね。そこらへんちょっともう一度詳しく説明を。1と2は違うけど、市と社協が一緒にやるというのと、別々になっているのと、その最初の1案についてはわかったんですが、2案についてもこの社協と市の位置づけというのはどうなりますか。</p>
事務局	<p>只今のご質問の部分でございますけれども、先ほども地域コミュニティワーカーという形で、社協さんが出て行かれる中で、地域との連携の部分で、連携強化型で何かあった場合については社協さんがまず対応する、その中で何かあった場合、複合化問題につきましては、連携トータルサポートチームというところでやる。ただ1案と2案につきましては、基本的には一緒と考えていただいているかと思います。ただあのイメージ図、あくまでイメージで1がいい、2がいいというお話があって、その部分でご議論が分かれておりましたので、ご審議に出たということで従来から提案をさせていただいておりますので、基本はイメージとして真ん中にあるか、上にあるか、左にあるか、その部分はあるんですが、基本的には機能としてはすべて同じということで考えております。</p>
村瀬委員	<p>図案1と3の違いなんですけれども、1の説明のときは社協で対応できなかった時は市が取りこぼしを全部拾ってあげます、という発言だったと思います。最終的には市が責任を持って対応してくれるという位置づけで理解できたんですけども、図3の時は、市民の立場にとって、じゃあどこに相談したらいいのかわからないのか、パッと見たらどこかちょっとわかりにくいところもあるような気がします。私が見る限りは社協が窓口になって、それでうまくいかなかったら市に振られるのかな、そういうイメージを持ってしまふんです。そうすると最終的に川西市としてどこのセクションが相談に対して対応してもらえるのかという責任の範疇からみると、1がいいのか、3がいいのかという部分は最終の砦という意味で、市が守ってくれるということで1案がいいのではないかなと思うんですが。</p>
明石会長	<p>1案がいいというようなご意見ですけども、他はいかがでしょうか。</p>

松尾委員	今おっしゃることはわかるんですが、そうするとやはり一般市民から見ると、なんかこの1の場合は逃げるような感じがして、そうするとやはり3のほうが一般市民から見るとよくわかるんじゃないかなと思うんですけど。
明石会長	地域福祉を進めていただいている松尾委員さんからは、3のほうが市民から見るとわかりやすいというご意見です。市の計画ですので市がやっぱり一義的にやっていくという、そして他の社協とか民協とかですねNPOとか、いろいろなところが連携をしていくということなので、主になるのは市ということから言うと、1番はかなり後退しているようなイメージがあるなという、1回目の会議でしたね。それで2案も出てきたんですけども、さらにもっと市の主体性が見えるようにということで、第3案になったのではないかなと思うんですけどね。はい、小田委員さんお願いします。
小田委員	多分私の見間違いかと思うんですが、私も3がいいように思うんですが、川西市の健康福祉部、教育委員会等の関係所管課の左から4つ目に健幸政策室とあって、健康の健と幸福の幸、最近私のように歳を取ったものにはわからないような字がたくさんでてきてますので、こういうこともあっていいのかなと思いますけれども、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。
明石会長	これは間違いではないかということで、事務局からお願いします。
事務局	間違いではございません。あえてこの字を使わせていただいております。組織として「けん・さち」という形で健幸政策室が去年できております。昨年、健幸まちづくり条例というのを制定いたしまして、福祉もさることながら長寿社会を迎えるにあたって、どうしても健康寿命を伸ばしていこうということで、健康に力を入れて、皆さんお元気であるべく認知症にならないように健康施策を展開していこうというのが、特に市長の肝入りで近年進めておる中で、健康の「こう」が「康」という字と、幸という字のどれがふさわしいのかということで、一般的にはわかりにくいんですけども特に健康で幸せになろうということで、市として進めておると、造語として使わせていただいております、これは条例ではっきり明記しておるところなんですけれども。
藤末委員	昨年にこの健幸まちづくり条例の策定の委員長を仰せつかってました。私も小田委員がおっしゃいますように、例えば子どもが漢字の書き取り試験で「健康」を「健幸」と記載すると間違いになるので意見しました。健康で幸せなまちづくりをするという意味合いで「健幸」とすると説明を受け理解しました。しかし、健幸まちづくり条例には、必ず「健幸」の意味について注釈を付記することを要望しました。「健幸」という造語が浸透すると市にとっては思い通りになりますが、市外では通用しませんので注意が必要です。

明石会長	ありがとうございます。いいコメントをいただきました。嘘のような本当のまじめな話ですね。漢字を「健幸」と間違ってしまうようなことも起こりうるのではないかとことです。あの図案の話なんですけども、調整していただいた社協の安田委員さん、いかがでしょうか。図案3で行かれますか。
安田委員	私どもは検討してこれがいいんじゃないかということで市に提示させていただいてますので、できればこの私のでやっていただけたらありがたい。
明石会長	主体である社協の委員さんが図案3でいきたいとおっしゃってますが、ご意見ご異存ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
村瀬委員	すいません。ダメ押しで申し訳ないんですけども、やはり川西市がメインになってやるということで、社協のこの枠、ちょっと小さめにするとか、そういうことでどっちが責任を持つかということがわかりやすい。
明石会長	それも一理ありますね。3でいくけれども社協の枠をもう少し小さくしてはどうか。
五嶋委員	2つほど言われた、村瀬さんが言われた市が責任を持っているっていうイメージがわかりやすいのは1やと思うんですけど、市民が相談するとなったら、確かに順番からいうと相談という矢印が消えてるんですよ、全体から。支援と連携というのがあって、支援と連携は後の話で、まず相談という矢印が消えているのは市民から見た時にわからない。
明石会長	おっしゃるとおりですね。相談という字が抜けているというところで、いちばん肝心なものが抜け落ちてしまっているという。
小田委員	安田委員さんに教えていただきたいんですが、明石先生が川西市の地域福祉推進計画の策定委員長をされているということで、そこで「民間団体としての社会福祉といたします。」というのをどうされているのか、それとも整合性がある格好で、その大きい小さい同じにしてもいいんじゃないかということもあるだろうし、あるいは先ほどから意見が出てますように、社協のほうを小さくしたらという意見もありますが、その辺の議論をお聞かせいただければ、われわれも納得できると思うんですが。
安田委員	私個人的には大きい小さいはあまり気にしていません、実は。これは文字数でこないなってもとるのかなという感じで、川西市のところをもっと大きくしてもらって社協はもうちょっと小さくしてもらって、それは何も関係ありません。ただ社協としてはいろんな地域の方と実際にいろんな事業をする中で、市と連携を取っていかなけ

	<p>ればなかなかやりにくいという分もありますので、こういう形がいいんじゃないかな、このイメージ図で大きい小さいと言われるのは、これは川西市を大きくするなら大きくしてもらって結構やし、社協小さくするならしてもらって、これは字数とかそんなんであんな形になってしもとるだけだと思うので、それはあまり私は固持してません。</p>
福島委員	<p>すいません、相談というところで、この第1案にあるようなかたちで第3にプラスアルファという形でしていただく形で、この相互の矢印相談という項目とこの矢印が相互になっているというところがあるといいのかなと。</p>
明石会長	<p>普通図案3の上の囲みから下の市と社協に行く相談矢印をもう1本入れたらどうかということですね。</p>
福島委員	<p>市のほうに、第1案にあるように、お互いになっている矢印があると思うんですけど。</p>
明石会長	<p>相談の矢印を下にもう1本入れるという、上下にもう1本相談を入れて両方に矢印を入れたらどうかということですね。</p>
事務局	<p>事務局のほうなんですけれども、このイメージ図で、基本的には相談窓口としては社会福祉協議会のこの欄のところで連携強化型相談窓口というところを作っておって、相談というところは一義的にはここで請けるという形にしておるんです。その上で、例えば図3で言いますと、社会福祉協議会と川西市が両輪となって地域へ連携しながら支援していくというイメージで書いてあると認識しておりますので、最初の相談窓口としては、この図の案、連携強化型相談窓口から連携して、その上でバックアップと連携・支援という双方向の矢印にこの図ではなっておるというイメージで考えております。その上で、支援・相談という双方向の矢印を連携強化型相談窓口に持っていけたらと考えておるんですけれども、このコミュニティソーシャルワーク機能の横ですね。</p>
明石会長	<p>相談は両方に係るんと違うのですか。住民主体のネットワークから市と社協に相談が下りてくる、そんなイメージではないですかね。</p>
安田委員	<p>この真ん中の連携・支援というところ、ここに言葉を変えて入れたらいいんじゃないの。これ今、連携・支援になってるが、そこを変えてやったら両方になりますやん。</p>
明石会長	<p>相談を付け加えたらええんです。相談と連携・支援という。</p>
小田委員	<p>連携と支援は1つの言葉ですか。それとも連携は連携、支援は支援となるんですか。</p>

事務局	連携と支援はもちろん異なりますが、先ほど言いましたように、社協と市が連携しながら地域を支援していくというイメージの矢印になっております。
中井委員	この図の中で、支援の必要な方というのはどこに位置しているんですか、住民なんですか。組織同士のつながりだけのことが書いてあって、要は支援が必要な人はこの図の中に表してないんですか、表れてないんですか。
事務局	その図の中では、あくまで支援する対象は住民でございます。その支援する部分につきましては、39ページにもあります、特に複合化問題、制度の狭間、行方不明高齢者でありますとか、8050、ゴミ屋敷問題であるとか、ダブルケアという複合的な問題が起こった場合の総合支援体制の図でございますので、一般的な、例えば長寿・介護保険課で対応できるような高齢の問題とかは基本的にその窓口に行っていただく、ただゴミ屋敷問題であるとか8050とかの問題が起こった場合に、行政が横のつながりで連携をして取り組んでいきたいと思いますというイメージになっておりますので、あえてその中に先ほど言いましたイメージ図という形で捉えていただけたらと思っております。
中井委員	住民の中に、要は支援が必要な人がおるというイメージ図ですか。
事務局	はい。
小田委員	これなら先ほど明石会長からもご提案ありました「相談」というのを入れたらどうですか。「連携、支援、相談」。
明石会長	それが一番シンプルな形です。あくまでイメージ図ですので、文章の中にもきっちり書かれています。ということで図案3を、若干相談を入れて修正をするということでしょうか。それともう1つは図案3でいくとして、例えば川西市の連携トータルサポートチームというのがありますけども、住民の人が今の例であればゴミ屋敷の問題で困ってるという市はどこに行けばいいんですか。
事務局	この図でいきますと、連携強化型の相談窓口という左側の、まずは社会福祉協議会さんのコミュニティワーカー、地区担当職員さんが聞いてきた内容について、コーディネートするところがございますので、その中で、直接来られた場合については、その担当課が連携しながら、この問題についてどうしようこうしようという話が出てくると思います。
明石会長	地域の連携トータルサポートチームというのはどこにあるんですか。

事務局	もう1つ、まず社協さんから挙げていただいた担当課のところ、福祉政策課が入っていないので図3を採用するのであれば、担当課については再度調整する必要があると思っております。もし来られた場合、これもこれからの話になるんですが、福祉政策課が主体となって動いていく形になるのではないかと、例えばそこが生活支援室になるのかどこになるのかというのは、これからの検討課題になっております。
明石会長	チームというのは常設のチームがあるわけではなくて、問題を持ち込まれて連携をしていく時に、福祉政策課が窓口になってチームを編成して行って、問題を解決するというのがイメージなんです。
平岡委員	当局が最初に、この素案の計画の中でお示しされた支援相談の双方向の矢印なんですけども、連携トータルサポートチームということでご提案されていますよね。それが今になって連携強化型相談窓口は社協と結びつくようなことをおっしゃってるんですけども、住民あるいは地域から挙がってくる様々な問題を持っていくところ、まず市に持って行くと思うんですよね。どこの担当課なのか、どう解決したらいいのか、そういうところで困難事例が出てきた場合は社協と連携して解決に導いていくというやり方なので、本来なら支援相談というのは市行政内に設置される連携トータルサポートチームというところで捉えるべきではないのですか。最初に示したものと変わっているから、お話されていることが、だからどうなのかと気になって。
中井委員	今言われましたけど、例えばうちの横がゴミ屋敷で、近所の人に相談したらどこに相談したらええねんて言ったら、今おっしゃったんやったら、社協に電話するんですか。違いますよね、おかしいですよね。
安田委員	よろしいか。反対に、この間も1つあってんけど、そういう時はまず市よりも自治会に相談するんですね。自治会が今度民生委員さんに相談したり、民生委員さんが市に来たり、社協に来たりということで、直接社協ですか市ですかではなく、まず自治会の中でその話が出てくるんですね。自治会としてどないするんやと、こういう問題をね。だから直接その人が市役所に行ったり社協に来たりするのではなく、まず自治会で自治会長がこういう問題があるから市にいつて相談しよかとか、社協に相談するわという形で捉えるから、実際のところ案件によって変わってくると思うんですね。一概に「こういう時はこうです。」「こういう時ここです。」とは言えない。反対にゴミ屋敷があっても、その住民の中で親戚の人がおったり、あるいは知り合いの人が相談に行って相談してわかったというたらそれで済む話のところもあるわけやから、一概に何でもかんでも市や社協という訳にはいかないと思うんです。ただ基本的にはやっぱりどこが窓口になるか、いろんなケース対応が必要だと思います。
藤末委員	この審議会でいろいろと勉強させていただいておりますが、1つの図表で全てを表す

	<p>ことに無理があると思います。私は1案でも3案のどちらでも良いと思いますが、市民の視点から見ると、Q & Aのような具体例を記載すれば解りやすくなると思います。例えばご近所にゴミ屋敷が出た場合や、徘徊する住民がおられた場合には、どこに相談すれば良いのか、社会福祉協議会なのかあるいは行政が窓口なのか等、これまで社協や行政が受けた主なものをQ & Aにすれば良いと考えます。</p>
明石会長	<p>ありがとうございます。なるほどなと思います。やっぱりこの図の見方というか、こういうことでこの図を見るんやということ、今委員の皆さんからいただいたいような例を挙げていただいて、こういう場合はこうしてくださいという例を、Q & Aで示していくと、そうすると、なるほどここへ行ったらいいんやということがわかるというご意見です。</p>
松尾委員	<p>民生の立場からいきますと、徘徊等につきましては、地域包括の管轄になっているんですね、川西市の場合は。今、ゴミ屋敷等につきましては、それぞれの自治会によってやり方が違って、あなたの地域では民生委員さんが全部カバーすると、民生が自治会と相談するような連携、小さいところありますので、大抵の相談はまずはじめは民生で始まっています。民生が全部選り分けて、それぞれのところへ回す、最終はそういう方法です。</p>
明石会長	<p>それが上の中の関係機関の図ですね。ですから、今いただいたご意見を参考にQ & Aで代表的な困難事例とか複合化した問題とか、そういう問題を少し書いていただいてこの図を補足していただいたらどうかと思います。</p>
事務局	<p>先ほど出た通り、この複合化問題というのは突然出ている問題ではございませんので、それこそ、その地域での、例えば、先ほど言われた民生委員さんの見守りの中で、もしかしてその人ちょっとおかしいのかなどうかという日頃の見守りの中からこういう先ほどの例で書いてあります39ページのところ、引きこもりであるとかゴミ屋敷問題というのが、だんだん地域とのつながり、住民とももちろん民生委員さん福祉委員さんなり、そういう方はつながりを持っておられると思うんですけども、その中でこのイメージ図の住民主体のネットワークという中、住民を取り巻くいろいろなボランティアさんがおられたり、自治会があったり、教育関係者、社協のコミュニティーワーカーによる推進組織等がある中で継続して、もうこれはどうにもならへんという部分で、それまでにいろんな相談が市にも社協さんにも入ってくるとは思うんですけども、その中で連携強化型相談窓口として、まず一義的な地域に入っておられる方からの情報を元に相談窓口に入ってくると思われます。突然出てくる問題ではないというところで、地域からの第一義的には連携強化型として、まずはうちに来るといってこの図を書かせていただいとるんですが、先ほど言われましたように少し補足の部分についての記載は必要かなというところで検討させていただいた</p>

<p>明石会長</p>	<p>いと思います。</p> <p>いろいろご意見をいただいて、事務局からの回答を聞いていますとだんだん見えてきたんですけど、要するに今おっしゃったように連携強化型相談窓口は何やか、トータルサポートチームは何やかということをやっぱり少し文章で説明がいるのかなということだったので、そのように進めていただけたらなと思いますがいかがでしょうか。ということで図案3を中心にそういう文章での説明をして、できるだけわかりやすく理解をしていただくように努めていただけたらなと思います。ありがとうございました。今の民生委員さんのご提案にもありましたけども、できればそういうQ&Aで、こういう計画はこうなるんやということを書いていただいたら結構かなと思います。事務局からは次はそれこそレジユメ3の なんです。</p>
<p>事務局</p>	<p>もう一つ、資料3をお手元に置かしていただいているかと思います。この資料3についてでございますが、35ページに基本目標案という記載がございます。先ほども行政であるとか市民目線での評価という部分で、どういった部分での評価ができるのかというところで、この本計画における施策の評価指標を設定させていただきたいということで、この目標値への進捗状況を定期的に把握させていただいて、検証していくということで、この項目を提案させていただきます。それぞれ評価目標が3つございますが、それぞれに評価指標を作るというのはどうかということで挙げておりました、最初の(1)「福祉デザインひろば」づくりというところには評価指標としては9つ用意させていただきました。見守り協力事業者ネットワークの部分での事業者が今現在24であります。この事業者数を5年後には大体40くらいということで目標値を設定させていただいております。以下、地域で高齢者・障がい者・児童などを見守り支援する仕組みが出来ていると思う市民の割合、これは市民実感調査から出さしていただいている表記になっておるんですけども、この市民実感調査の部分につきましては、この地域福祉計画の上位計画であります、第5期の川西市総合計画でも使用されておる指標で、その部分で合致する部分について書き出させていただいております。この部分で出させてもらった分、以下同様なんですけれども、(2)の協働で推進する地域福祉の基盤作りというところでは指標を8個出してあります。最後のページ3番目、誰にでもやさしい福祉のまちづくりというところで、7つ用意しております、現状維持から目標値があって、ある程度この部分が増えておれば推進しておるという評価ができますので、この部分と、あとは検討なんですけれども、市民からの評価も踏まえて進捗状況を来年報告をさせていただこうと考えております。以上です。</p>
<p>明石会長</p>	<p>ありがとうございました。資料3について説明がございましたが、これについてご意見ご質問お願いしたいと思います。</p>
<p>安田委員</p>	<p>現状値と目標値とあり、目標値で挙げている資料とか根拠があるんですか。</p>

事務局	先ほど言いました、総合計画に記載されている部分につきましては、今の上位の計画の中で目標値と設定しているものをそのまま入れさせていただいております。例えばこの市民主体の福祉デザインひろばづくりの中で一番上の、先ほど言いました協力事業者数であるとか、そうしたボランティア登録者につきましては、事務局である程度の増加率を含めた指標という形で、こちらに書かさせていただいた項目になっております。
安田委員	なんか根拠がもう一つはっきりしないなと、希望値なのかなという感じもすんねんけどもその辺はどうなんですかね、これ。これ目標値ってよう出んねんけど、実際にここまで目標達成するのか、どうもものすごく疑問になんねんけど、目標値やからそら100%でもええねんけども、何かもうちょっと根拠のあるところは知りたいなと、希望やったら希望のほうの方が反対にいいのかなと思ったりしてんねんけど。
事務局	すべての数値については、やはり上昇するべきものであるという認識を持っております。ただすべて100%というわけにはいきませんので、現実的なこれまでの増加率を見た時に、やはり現状というのでこの数字が入っておるんですが、前年度までずっと下降気味であったところもございますので、そこの部分を評価した中で、将来の数値というのの一応出させていただいております。欲を言えばすべて100%みたいな話になるんですがそこまでは書けませんので、より現実的な数値ということで書かさせていただいております。
明石会長	例えば、1枚めくった(2)のところの協働で推進する地域福祉の基盤づくりなんてありますけれども、この一番下の福祉避難所指定数、これ例えばですが現在13箇所その後7箇所増やすということなんですが、7箇所も増やせばそれでいいという、あるいは具体的に福祉避難所は「ここと」「ここと」「ここと」ということできちっと具体化がされているのでしょうか。
事務局	そこの部分についてはあくまでこの数でいいとは思っておりませんが、今後施設的に中学校単位で施設が整備される部分等もございすし、あと、既存の部分でもやはり耐震化ができていないところは福祉避難所としては適しませんし、今後の部分では、もちろんそれ以上というのは当局としては思うところではございますが、先ほど言いました現実的な数字として、今13でも5年後には20箇所というイメージで書かせていただいております。
明石会長	さらにちょっと突っ込んで意地悪な質問ですけども、これはきちっと数を見とかなあかんのとちゃいますの。今おっしゃったように耐震化ができないところは何箇所あって、できるところは何箇所あって、残り例えば20箇所残っていると、指定できると

	<p>ころ、でもそんなに急にはできひんで、その半分だけは達成したいみたいな、そこで具体的な根拠を示してカウントせなあかん問題と違いますか。そういう問題があるように思うんですけど、ただ希望でこれだけ開けたらええなという問題もあるでしょうけども、きちっとやっぱりこう実際に1つずつ潰して行って、カウントできるような、特に福祉避難所なんて非常に大事な問題なので、そこら辺は希望でというのではちょっとベターではないかなと。</p>
藤末委員	<p>教えて頂きたいのですが、24や40は良く理解できますが、目標値は先に実施された市民実態調査のアンケート結果に基づいた数値で良いのですか。例えば二つ目の設問「地域で高齢者、障がい者、児童の見守り支援と仕組みが出来ているか」の設問で、100人に調査して100人が出来ていると回答すれば100%達成していて、現時点では34の方が回答すれば34%となり、5年後には少なくとも40の方が出来ていると回答することを目標にする値と理解してよろしいか。</p>
事務局	<p>そのとおりでございます。</p>
藤末委員	<p>もう1つ、目標値の設定には、他市を参考にして設定されていますか。</p>
事務局	<p>他市と比較ということではございませんので、市で毎年市民向けに実施しておりますアンケートを元に、これまでの率というのもございますので、それを基に目標値を設定しております。1つ前の福祉避難所の指定のご質問ですけれども、希望的な部分も無いことは無いんですけども、一応想定ということでもないんですけど、先ほど申しましたように市の社会福祉施設の中でもできそうなところはあるんですけども、耐震化が必要な部分については置いておるといふ施設も何箇所もあります。中学校区と言いましたのは、介護保険の計画で、一応川西市は中学校区ごとにそういう施設を整備、予定量をクリアするために施設整備を現在しておりますんで、今2箇所ほど小規模多機能の介護保険の事業所の施設が建つ予定があるのと、あと民間の介護保険事業者の方に協会もありますんで、まだそちらとはお話をさせてもらってないんですけども、そちらにも提供してもいいよということで、そういう趣旨にご賛同いただけたら協定を結んで指定していこうかなと。今13箇所ありますけども、このうち9箇所は社会福祉法人さん、社協さん以外の民間の社会福祉法人さんの特養が9箇所ほどはっておりますので、そういった形でちょっと高いかもしれませんが、そういう数字である程度は想定をしながら作ったということでご理解いただけたらありがたいと思います。</p>
明石会長	<p>言い忘れましたが、これが悪いといってるわけではなく、批判しているわけでもなくて、目標値を挙げられるということで非常に評価できることなんですけども、必ずこういうデータを示すと今のような意見・質問が出てきますので、やっぱりきち</p>

	と根拠なりこういう形で設定したということ、よりわかりやすくしていただいたほうがより親切かな、と思うわけなんですけれども。必ずやっぱり。
酒井委員	目標値が皆すべて上がってるんですわ。例えば生活困窮者を支援する相談なんかは下がったほうがええんとちゃいます。
事務局	今のこの数字につきましては、上位計画の部分でも記載されてる部分でございますが、ただ今後、国の取り組みを含めまして、いい意味でも悪い意味でも相談件数がこの部分では増えたほうがいいということになっており、よりそういう狭間の問題、困窮者の方の相談については、今のこの部分では担当課の思いとしては増えることによってより理解が深まって、相談に行けない方がもしおられたら、その方についても救える形になるという意味合いもあるのかなと。補足しますと、これ法律が平成27年4月に施行されまして、担当部署を設けておるんですけども、まだまだ実態としては子どもの貧困も数値的には下がってますけども、十数%ある。13か4に下がったと思うんですけど、生活困窮というのも高齢化が進んで、実際生活保護受給者が増えてますので実態としては増えていると思うんです。ただ担当部署としましては、法律ができてまだ知らない方がたくさんおられると思いますんで、それを広報して本当に必要な方が相談に来ていただけるのを込めて、それが当然増えるであろうということで上昇数値の上昇した数値を設定されていると。
明石会長	ありがとうございます。国のほうも人口10万に対してなんぼ以上の相談件数というのは挙げてますね。それが影響になってはいけないということで、潜在しているやつをもっと掘り起こせというのは国の方針でもあるということで、増えていくということでお答えよろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。はい小田委員さん。
小田委員	現状値が平成28年です。今も29年の終わりで、この地域福祉計画書が公表されるのは30年でしょうね。そうすると28年ではちょっと古いんじゃないかという感じに見えるでしょうか。たとえ28年の出典といいますが、データであっても、29年においても変わらずという解釈をして、平成29年としたほうが、なんとなく市の計画担当の健康福祉部の福祉政策課の熱心さと言いますか、そういうのが表れているように思うんですけどね。今から29年に改めるのが難しいのであれば、28年のものをもって変えると、29年においても変わらずという解釈が必要であれば注釈等を付けていただいたほうが、計画書としてはなるべく真面目にやりましたという感じになりませんか。
明石会長	データは新しいほうがいいんでしょうけども、なかなか29年度のデータというのはかなり遅れて出てきますので、この計画を出すときに間に合いませんでしょうね。28年がいちばん新しいデータだと思いますが、事務局いかがですかね。

事務局	<p>会長がおっしゃられるとおりございまして、この計画の策定は平成30年3月の策定ということで作らせていただく予定ですので、この数字が29年度ということになりますと、さらに4月5月と遅くならないと29年度の数値は出てまいりませんので、現状の数値とすればやはり昨年度の定まった数値として28年度が適当であると考えております。</p>
明石会長	<p>はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。</p>
村瀬委員	<p>評価指標の評価の項目についてなんですけども、40ページのところに施策体系ということで基本1から基本3まで項目が出ております。次に94ページでPDCAサイクルを構築していくということで、やはり基本目標を立てたことに対して再度チェックをみるというのがPDCAサイクルだと思います。35ページの基本目標の案と書かれていますので、今後拡張されることかなとは思ってるんですが、プランを立ててチェックするためにはそのプランに対するチェック項目が必要になってくると思うので、40ページの整合性というのが必要になってくると思うんですがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今委員が言われましたように、PDCAサイクルを回していくという部分での評価、後もう1つ先程もお伝えしました、この79ページの「協働による進行管理」という部分を合わせてその進捗状況を見させていただくように考えております。</p>
村瀬委員	<p>つまり40ページでいうところの「基本目標1」でしたが、項目に対しては1の(1)(2)(3)それに対応する評価項目が必要であると、評価基準が必要ではないか。</p>
事務局	<p>確かにおっしゃるとおりで、施策体系という体系づくりをして1つ1つ項目がありますんで、それに適合する何らかの指標があればそれが理想なんですけども、この計画は第4期までこういう指標を用いたことがございません。他市の地域福祉計画を見ましたところ、一部そういう指標を設けてるところありますけれども、まだそういうのもないところもありまして、うちでも今回の試みとして、まずはここで想定できるのを既存でやっているのとそれ以外のものを、ちょっと頭をひねりまして、これだけはとりあえず今日ご用意させていただきまして、これ以上また増やすのは現時点でちょっと難しいと思うんです。今回これでやってみて、それでしっかり進捗状況を把握できることが確認できる、あるいは次回の計画の時に進めていく中で、さらにこんな項目があればいいんじゃないかとか、また制度とか変わって新しい項目が追加されるとか、そういうことも想定されるので、次回に向けてはもうちょっと整合性を取れるように、なるべくくまなくできるように努力したいと思うんですけど、今回は項目があっても数値化できないのも実際ありますんで、それはちょっとご了承いただいて、既存の分でのご検討でお願いしたいと思うんですけども。</p>

明石会長	他はいかがでしょうか。
村瀬委員	1つ気になるのが、5年後にフィードバックする時の、評価、毎年評価するときなどの項目を使う、それでどういう基準で評価するかって、いつも議論になってるように思うんです。その時にスムーズに流れるような形で立てていただければそれでいいのかなと思いますのでよろしくお願いします。
明石会長	他はいかがでしょうか。新しい試みということなんですけどね、次回に向けてまたバージョンアップをしていただけたらと思います。よろしゅうございますでしょうか。まだご意見いただいてない委員さんもいらっしゃると思うんですけど、何かご意見ございましたらお願いしたいと思いますが、遠慮されてませんか。よろしいでしょうか。それでは事務局の3の は以上でよろしいでしょうか。次のその他ということになりますかね。特にございますか。
事務局	ご審議ありがとうございます。この素案を見ていただきましたら、やはり編集作業しておるところでして、一部見づらい点等ございますけれども、この部分についてはまた事務局で修正してさらに良いものとなるよう計画を策定させていただきたいと思っております。本日ご意見を再度いただきました。お手元に第5期川西市地域福祉計画のご意見、ということで、本日新しく評価委員に平岡委員にも入っていただいている部分もございますので、もし今後ご意見等がございましたら、11月17日ということで期限を区切っておるんですけど、ファックス等でご意見をいただきましたら、また検討させていただきたいと考えております。また修正軽微な部分でありましたらこちらで修正させていただくんですけども、もし変更点で少し協議が必要な部分がございますら、明石会長と相談させていただきながら調整していきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。
明石会長	ちょっと追加で説明をお願いしたいんですけど、これからのスケジュールというか、いただいた意見を修正したりして皆さん方にまた見ていただいたり、パブリックコメントしていただいたりするんですけど、そこらへんのスケジュールをお願いします。
事務局	本日会議終わりました後、ご意見がありましたら、できたら17日までをお願いしたいと思います。それらをすべて集約しまして、その時点での計画案ということで月末くらいを目処に固めたいと思っております。その固まった部分で、皆さんにはその成果物をご送付させていただくと、その後のスケジュールにつきましては、現時点での予定ですけども、年内に市議会へ説明を行いまして、その後パブリックコメントを約1か月間実施いたしまして、広く市民のご意見をおうかがいします。市議会とパブリックコメントを含めた意見を集約しまして、もう一度市議会で議論していただいて、

	<p>最終の計画という形でまとめていきたいと考えております。その計画ができましたら最終の審議会でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、パブリックコメントを終えた後でも最終の訂正、見直しは可能ですので、もし何かありましたら早めに教えていただければ、反映できるものはさせていただきますし、検討は加えていきたいと思っておりますので、スケジュール的にはそういった形で、最終、計画として入れきれなかったものは2月ごろに出来上がって、報告できるのではないかと考えております。</p>
明石会長	<p>ありがとうございます。以上のようなスケジュールでございますので、ご意見ございましたら是非ともお寄せいただきたいなと思っております。ありがとうございます。事務局、特に他にございませんか。委員の皆さんいかがでしょうか。まだ若干少し時間がございますけれども、このことでも結構ですし、地域で福祉を進めていくためにはこんなこと考えてるんだということございましたら、少しお聞かせいただけたらと思います。</p>
酒井委員	<p>つい先だって、ある子どもが虐待で警察に連れて行かれて、そこへ母親が迎えに行っただけで叩いた。虐待ということで子どもセンターに来たら、明石に送られたという事例がありました。やはり一時というか1日くらい泊めるなら川西も子どもセンターがあるんだから、そこに宿泊させる場所等があってもしかるべきやないか。明石まで送られるのは相当負担になる。</p>
明石会長	<p>明石の児童相談所、一時保護所ということですか。</p>
酒井委員	<p>一晩泊めるのにそこまで。</p>
明石会長	<p>兵庫県はちょっと不案内なんですけれども、神戸市にもあるんじゃないか。</p>
酒井委員	<p>神戸にもあります。</p>
明石会長	<p>いちばん近いところであれば神戸の三宮ですかね、一時保護所。やのに明石まで行ってしまつた。</p>
小田委員	<p>県の児童相談所であれば西宮にありますよ。</p>
明石委員	<p>一番近いのが西宮。それはなんで明石まで行ってしまつたんですかね。</p>
酒井委員	<p>川西に一晩くらい泊める子どもセンターがあるなら、そこで泊めてもらえなかったのかなと。</p>

明石会長	それは警察の判断なんですね。
酒井委員	警察か子どもセンターか。
明石会長	専門機関が判断して措置をしたということですけども、おかしいんじゃないかということですね。情報提供という形でよろしいですかね。地域で日々そういうことが起こってるという、虐待されてる子どもが保護されて母親が来てまた殴ったんですか。
酒井委員	いやいや家庭ではそれは無いんですけどね、たまたま母親がたまりかねてということだそうです。
明石会長	他はよろしゅうございますか。村瀬委員さん、まだ何かご意見ありそうな感じですが、よろしいですか。そしたら無いようでございますので、これで今日は閉会とさせていただきますが、大変貴重な意見、各方面からいただきましてありがとうございました。本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。